

沖縄労働局発表
令和2年12月1日(火)

担当

労働基準部 健康安全課
課長 並里 智浩
主任産業安全専門官 梅澤 栄
電話：098（868）4402

年末年始を含めた労働災害防止対策 の徹底に係る要請を実施しました

沖縄労働局（局長 福味 恵）は、沖縄県内における令和2年10月末の労働災害発生状況において、休業4日以上労働災害が945人で統計上2番目に多かった前年同期より21人（2.3%）増加している現状、さらに沖縄労働局においては平成30年を初年とする第13次労働災害防止計画（5か年計画）を策定し、県内の労働者の命を守るため安全確保と健康増進等に取り組んでおりますが、当該計画から見ても増加傾向が見られ改善に至っていないため、年末年始を含めた労働災害防止対策の徹底を特に増加傾向にあるとみられる製造業、陸上貨物運送業、商業、社会福祉施設の4業種の関係団体に対して要請を実施しました。

なお、全業種の事業者・労働者の皆様が年末年始の労働災害防止を契機に、新型コロナウイルス感染症予防対策と併せて、より一層の安全・衛生確認を行っていただきますようお願いいたします。

〔添付資料〕 年末年始を含めた労働災害防止対策の徹底について（要請）

沖労発基 1130 第2号
令和2年 11 月 30 日

別紙の各団体の長 殿

沖 縄 労 働 局 長
(公 印 省 略)

年末年始を含めた労働災害防止対策の徹底について(要請)

平素より、労働行政の推進につきまして格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、沖縄県内における令和2年10月末の労働災害発生状況は、休業4日以上
の労働災害が945人で統計上2番目に多かった前年同期より21人(2.3%)
増加しており、死亡災害は、昨年の9人から2人減少の7人となっております
(別紙1)。

沖縄労働局においては平成30年を始めとした5か年計画(第13次労働災害防
止計画)を策定し、県内の労働者の命を守るため安全確保と健康増進等に取り組
んでおりますが、労働災害については高水準の状況が続いており、より一層の対
策が求められるところです。

つきましては、増加傾向にある業種につきましては別紙2に災害特徴及び対
策の要点等を取りまとめましたので、対策に係るリーフレット等の資料を御活
用いただき、年末年始の労働災害防止対策への取組みを契機に、より一層の安全
衛生教育の徹底を行っていただきますよう会員各位への周知方お願いします。

また季節柄、職場における新型コロナウイルス感染症も依然発生しておりま
すので、別紙3のチェックリストを活用し、職場における感染予防及び健康管理
対策の的確な実施についても併せて注意喚起の周知をお願いします。

団 体 の 名 称
一般社団法人 沖縄県労働基準協会
公益社団法人 沖縄県トラック協会
一般社団法人 沖縄県倉庫協会
一般社団法人沖縄港運協会
日本分蜜糖工業会
沖縄県港湾協会
沖縄県社会保険労務士会
沖縄県商工会議所連合会
一般社団法人 沖縄県木材協会
一般社団法人 沖縄県高圧ガス保安協会
沖縄県商工会連合会
沖縄県中小企業団体中央会
一般社団法人 沖縄県経営者協会
一般社団法人 沖縄県生産性本部
公益社団法人 沖縄県工業連合会
一般社団法人 日本建設機械レンタル協会 沖縄支部
一般社団法人 日本クレーン協会沖縄県支部
公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会沖縄県支部
一般社団法人 沖縄県自動車整備振興会
一般社団法人 日本コミュニティーガス協会沖縄支部
一般社団法人 沖縄県産業廃棄物協会
沖縄県中小企業家同友会
沖縄県食品産業協議会
一般社団法人沖縄県食品衛生協会

別紙

団 体 の 名 称
沖縄県健康産業協議会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会沖縄県支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会沖縄総支部
林業・木材製造業労働災害防止協会沖縄県支部

別紙

沖労発基 1130 第2号
令和2年 11 月 30 日

各市町村社会福祉協議会の長 殿

沖 縄 労 働 局 長
(公 印 省 略)

年末年始を含めた労働災害防止対策の徹底について(要請)

平素より、労働行政の推進につきまして格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、沖縄県内における令和2年10月末の労働災害発生状況は、休業4日以上
の労働災害が945人で統計上2番目に多かった前年同期より21人(2.3%)
増加しており、死亡災害は、昨年の9人から2人減少の7人となっております
(別紙1)。

また、社会福祉施設では137人と前年同期より51人(59.3%)増加となっております。

沖縄労働局においては平成30年を始めとした5か年計画(第13次労働災害防
止計画)を策定し、県内の労働者の命を守るため安全確保と健康増進等に取り組
んでおりますが、労働災害については高水準の状況が続いており、より一層の対
策が求められるところです。

つきましては、増加傾向にある業種につきましては別紙2に災害特徴及び対
策の要点等を取りまとめましたので、対策に係るリーフレット等の資料を御活
用いただき、年末年始の労働災害防止対策への取組みを契機に、より一層の安全
衛生教育の徹底を行っていただきますよう会員各位への周知方お願いします。

また季節柄、職場における新型コロナウイルス感染症も依然発生しておりま
すので、別紙3のチェックリストを活用し、職場における感染予防及び健康管理
対策の的確な実施についても併せて注意喚起の周知をお願いします。

令和 2年 業種別署別労働災害発生状況 (10月末累計)

沖縄労働局

別紙 1

業 種	令和2年(10月末累計)						令和元年(10月末累計)						局計令和元年比較	
	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局 計	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局 計	増減数(人)	増減率(%)
製 造 業	76	49	9	3	1	138	53	40	12	2	5	112	26	23.2
食 料 品 製 造 業	50	31	6	2	1	90	34	29	7	1	3	74	16	21.6
鉱 業						0						0	0	-
建 設 業	(3) 77	(2) 32	(1) 18	6	2	(6) 135	(1) 77	(2) 62	(1) 13	11	(2) 6	(6) 169	▽ 34	▽ 20.1
土 木 工 事 業	(1) 13	7	(1) 5	1		(2) 26	9	14	(1) 3	2	(1) 2	(2) 30	▽ 4	▽ 13.3
建 築 工 事 業	(2) 64	(2) 25	9	5	1	(4) 104	(1) 67	(2) 48	8	8	2	(3) 133	▽ 29	▽ 21.8
交 通 運 輸 事 業	14	3	1			18	(1) 7	5	1		2	(1) 15	3	20.0
陸 上 貨 物 運 送 事 業	56	15	1		4	76	44	17		4		65	11	16.9
港 湾 荷 役 業	3					3	3		1		1	5	▽ 2	▽ 40.0
林 業			2			2						0	2	-
農 業、畜 産・水 産 業	5	5		1	6	17	5	7	5		1	18	▽ 1	▽ 5.6
第 三 次 産 業 (運 輸 を 除 く)	(1) 298	172	40	22	24	(1) 556	(1) 269	178	41	22	1 30	(2) 540	16	3.0
商 業	85	32	7	5	8	137	86	36	7	7	5	141	▽ 4	▽ 2.8
小 売 業	52	22	5	3	5	87	51	27	5	7	2	92	▽ 5	▽ 5.4
接 客 娯 楽 業	(1) 45	24	14	2	8	(1) 93	(1) 34	31	12	4	(1) 13	(2) 94	▽ 1	▽ 1.1
旅 館・ホ テ ル	10	13	7	1	4	35	(1) 6	12	6	2	(1) 9	(2) 35	0	0.0
飲 食 店	(1) 25	9	3		3	(1) 40	20	12	3		2	37	3	8.1
保 健 衛 生 業	89	57	12	8	5	171	66	39	9	6	5	125	46	36.8
社 会 福 祉 施 設	67	48	10	7	5	137	40	28	7	6	5	86	51	59.3
ビ ル メ ン テ ナ ン ス 業	26	11		4		41	31	22	4	1	3	61	▽ 20	▽ 32.8
そ の 他 の 業 種	53	48	7	3	3	114	52	50	9	4	4	119	▽ 5	▽ 4.2
全 産 業	(4) 529	(2) 276	(1) 71	(0) 32	(0) 37	(7) 945	(3) 458	(2) 309	(1) 73	(0) 39	(3) 45	(9) 924	21	2.3

(注) 1. 労働者死傷病報告により作成したもの。
2. 被災者数の枠の左側 () は死亡者数で内数。
3. 「▽」は減少を示す。
4. 交通運輸事業は、鉄道・軌道・水運・航空業、道路旅客運送業を示す。
5. 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業、その他の運輸交通業及び港湾荷役業を除く貨物取扱業を示す。
6. その他の業種は、金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究、清掃・と畜(ビルメ)除く、官公署、その他の事業を示す。

令和2年死亡災害発生状況(10月末現在)

沖縄労働局

番号	所轄署	事故の型	起因物	業種別	発生時期	年齢	労働者数 (規模別)	発 生 状 況
1	那覇	墜落・転落	足場	建築工事業 (鉄骨・鉄筋コンクリート 造家屋建築工事業)	1月下旬	30歳代	10～29	足場解体作業中、足場上から18m下の地上に墜落した。
2	沖縄	飛来・落下	金属材料	建築工事業 (鉄骨・鉄筋コンクリート 造家屋建築工事業)	3月上旬	30歳代	10～29	鉄骨部材(重量約160kg)の溶接作業中、当該鉄骨部材の下敷きになったもの。
3	那覇	墜落・転落	移動式クレーン	建築工事業 (鉄骨・鉄筋コンクリート 造家屋建築工事業)	3月下旬	50歳代	10～29	新築工事現場において、車両積載形トラッククレーンを用いて型枠資材の撤去作業中に、荷台から墜落したもの。
4	沖縄	感電	送配電線等	建築工事業 (その他の建築工事業)	5月初旬	20歳代	1～9	建物の改修工事に用いた足場の解体作業中に、足場の中を通っていた高圧電線に接触し、感電した。
5	那覇	切れ・こすれ	手工具	一般飲食店	5月下旬	40歳代	1～9	客にカッターナイフで刺された。
6	名護	交通事故(道路)	トラック	その他の土木業	9月中旬	60歳代以上	1～9	トラックを走行中、道路左側の側溝へ脱輪し、右に急ハンドルを切り、ガードレールを突き破り、崖下へ転落した。
7	那覇	はさまれ・巻き込まれ	移動式クレーン	道路建設工事業	9月下旬	40歳代	10～29	橋梁上部より、ドラグショベルを積載型トラッククレーンを使用し、吊り上げ作業の際、バランスを崩してしまい、積載型トラッククレーンが斜めに傾いた際に車両と橋梁の高欄に挟まれた。

※労働者死傷病報告による。統計情報は今後の調査により修正される場合があります。

令和2年労働災害多発業種における災害分析及び対策について

別紙 2

業種	災害の特徴/型別	災害の特徴/年齢別	転倒災害の年齢/経験/特徴	対策
製造業	1 転倒34件 約1/4 2 はさまれ・巻き込まれ25件、切れ・こすれ19件 いずれも製造加工機械に挟まれたり、巻き込まれ、刃部での切れ(包丁も) 3 転倒は前年同期で12件増	141件中、 40代以下65件(46%) 50代38人(27%)、 60代以上38人(27%)	転倒34件中、 経験1年以内10件、10年以上12件 50代10人(29%)、 60代以上19人(56%)	1 50歳以上の災害が5割以上/エイジフレンドリー対策、特に転倒では50歳以上が8割以上/転倒防止対策 2 機械との接触による巻き込まれ、切れ防止/本質安全化や見える化、教育 <対策に係る資料は次頁参照>
陸上貨物運送業	1 墜落・転落10件、ほとんどのが車両の荷台からの転落 約1/4, 8件増加 2 はさまれ・巻き込まれ16件、荷やコンベア、ドアなど様々 約1/4	78件中、 40代以下48件(62%) 50代21件(27%) 60代以上9件(12%)		1 荷台からの作業時の墜落・転落防止及び作業後の降りるときの着地注意 2 コンベア、台車、ロールボックスパレット利用時の作業範囲の目視による安全確認 <対策に係る資料は次頁参照>
商業	1 転倒44件、3割以上そのうち小売業が34件	140件中、 40代以下65件(46%) 50代43件(31%) 60代以上32件(23%)	転倒44件中、 経験1年以内10件、10年以上19件 50代16人(36%)、 60代以上15人(34%)	1 50歳以上の災害が5割以上/エイジフレンドリー対策、特に転倒では50歳以上が7割以上/転倒防止対策 <対策に係る資料は次頁参照>
社会福祉施設	1 転倒46件、無理な動作34件	144件中、 40代以下72件(50%) 50代30件(21%) 60代以上42件(29%)	転倒50件中、 経験1年以内8件、10年以上18件 50代12人(24%)、	1 50歳以上の災害が5割以上/エイジフレンドリー対策、特に転倒では50歳以上が7割以上/転倒防止対策 転倒防止対策

(※) 令和2年10月末速報値から分析したもの

労働災害防止対策に係る関係資料

- ・沖縄労働局ホームページ（安全衛生関係 リーフレット一覧(下記厚生労働省 HP リンク)）

https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/jirei_toukei/saigaitoukei_jirei_00001.html

- ・厚生労働省ホームページ（安全衛生関係リーフレット一覧）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/gyousei/anzen/index.html

主だったものを記載しましたが、事例集や説明用資料もありますので御確認下さい。

【全業種共通】

- 1 リスクアセスメント等関連資料・教材一覧
- 2 エイジフレンドリーガイドライン概要パンフレット（４ページ版）
- 3 STOP！転倒災害プロジェクト
- 4 はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！
- 5 ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル～ 安全に作業するための８つのルール～
- 6 交通労働災害を防止するために
- 7 外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします

【各業種別】

（食料品製造業関係）

- 1 製造業における現場力向上のための職長のレベルアップに向けて
- 2 平成２５年１０月１日から、食品加工用機械についての規定を追加した改正「労働安全衛生規則」が施行されます

（陸上貨物運送業関係）

- 1 陸上貨物運送事業者のみなさま「労働災害が増えています！荷物の積み降ろしを安全に」
- 2 陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために
- 3 テールゲートリフターを安全に使用するために ２ステップで学ぶ ６基本&11 場面別ルール

（商業関係）

- 1 小売業の労働災害を防止しよう
- 2 働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動 ～小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて～
- 3 小売業における危険の「見える化」

（社会福祉施設関係）

- 1 社会福祉施設における危険の「見える化」
- 2 働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動 ～小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて～
- 3 社会福祉施設における安全衛生対策～腰痛対策・KY 活動～

(新型コロナウイルス感染症対策)

1 沖縄労働局ホームページ 特別サイト(TOP ページより)

<https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/>

- ・冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法(11月27日)
- ・職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト(11月27日)

2 厚生労働省ホームページ 特別サイト(TOP ページより)

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

(参考)

- ・独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所サイト

https://www.jniosh.johas.go.jp/publication/houkoku/houkoku_2020_02.html

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- 1 このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 2 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。
- 3 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に努めてください。また、その結果について全ての労働者が確認できるようにしてください。

衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。

※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。（衛生管理者、衛生推進者など）	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はい・いいえ
	・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている（手指消毒薬の使用も可）。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(2) 三つの密の回避等の徹底		
	・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

項	目	確認
(3) 日常的な健康状態の確認		
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・出社時等に、全員の日々の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等)を確認している。	はい・いいえ
	・体調不良時には正直に申告しやすい雰囲気を醸成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、正直に申告し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4) 一般的な健康確保措置		
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5) 「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について		
	・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・オフィスの人口密度を減らした「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「会議はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はい・いいえ
(6) 新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集		
	・国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学会等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
3 感染防止のための具体的な対策		
(1) 基本的な対策		
	・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
	・上記「3つの密」が重ならなくても、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(2) 換気の悪い密閉空間の改善		
	・職場の建物が機械換気(空調設備、機械換気設備)の場合、建築物衛生法令の空気環境の基準が満たされている(ただし、温度は18℃以上に維持することが望ましいこと)。	はい・いいえ
	・職場の建物の窓が開く場合、リーフレット「冬場における『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」で推奨する方法により、居室の温度18℃以上かつ相対湿度40%以上を維持しつつ、窓を開けて適切に換気を行っている(HEPAフィルタ付き空気清浄機の適切な活用を含む。)	はい・いいえ
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ

項 目		確認
	・その他()	はい・いいえ
(3) 多くの人が密集する場所の改善		
	・業態に応じて可能な範囲で出勤を抑制するように努めている。	はい・いいえ
	・電車やバス等での他人との密着を防ぐため、時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。	はい・いいえ
	・テレビ会議やWeb会議の活用等により、人が集まる形での会議等なるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・対面での会議やミーティング等を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人の間隔をできるだけ2m(最低1m)空、可能な限り真正面を避けるようにしている。	はい・いいえ
	・接客業等において、人と人が近距離で対面することが避けられない場所は、労働者にマスクを着用させ、人と人の間にアクリル板、不燃性透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。	はい・いいえ
	・職場外(バスの移動等)でもマスクの着用や、換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努めることとしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4) 接触感染の防止について		
	・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)や治具・工具などについては、複数人での共用をできる限り回避している。共用する場合には使用前後の手洗いや手指消毒を徹底している。	はい・いいえ
	・自由に着席場所を選んで仕事を行うフリーアドレスを導入する場合には、使用前後の消毒、十分な座席間隔の確保、利用状況の記録等を実施することとしている。	はい・いいえ
	・事業所内で複数の労働者が触れることがある物品、機器、治具・工具等について、こまめにアルコール(容量%で60%以上)や界面活性剤や次亜塩素酸ナトリウム0.05%水溶液による清拭消毒を実施することとしている。 ※人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5) 近距離での会話や発声の抑制		
	・職場では、同僚を含む他人と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
	・外来者、顧客、取引先との対面での接触や近距離での会話をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・どうしてもマスクなしで1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留めるようにしている。	はい・いいえ
	・粉じんや化学物質など、呼吸用保護マスクを装着する必要がある作業では、声で合図連絡する場合にはマスクを外さないように周知している。拡声器使用や伝声板付きのマスク採用が望ましい。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(6) 共用トイレの清掃等について		
	・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ
	・トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1%水溶液で手袋を用いて清拭消毒する。	はい・いいえ
	・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。(便器内は通常の清掃でよい)	はい・いいえ
	・ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備する。	はい・いいえ
	・ハンドドライヤーは止め、共用のタオルを禁止している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(7) 休憩スペース等の利用について		

項 目		確認
	・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控え、長居しないようにしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ
	・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。	はい・いいえ
	・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限している、マスクを外したままの談笑を控えるよう注意喚起している、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている、などの工夫をしている。	はい・いいえ
	・社員食堂では感染防止のため、トンぐやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ
	・喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後に十分乾いてから喫煙するよう指導し、会話をせず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。	はい・いいえ
	・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(8)ゴミの廃棄について		
	・鼻水、唾液などが付いたゴミ(飲用後の紙コップ、ビン、缶、ペットボトルなどを含む)は、ビニール袋に入れて密閉して廃棄することとしている。	はい・いいえ
	・ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをすることとしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
4 配慮が必要な労働者への対応等		
	・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底と、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関への電話相談を求めている。	はい・いいえ
	・高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧症、がんなど)を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者に対しては、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮(テレワークや時差出勤等)を行っている。	はい・いいえ
	・特に妊娠中の女性労働者が、医師又は助産師からの指導内容について「母健連絡カード」等で申し出た場合、産業医等の意見も勘案の上、作業の制限または出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)の措置を行っている。	はい・いいえ
	・テレワークを行う場合は、業務とプライベートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミュニケーション方法を検討し、在宅勤務の特性も理解したうえで、運動不足や睡眠リズムの乱れやメンタルヘルスの問題が顕在化しやすいことを念頭において就業させている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
5 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性等」)が出た場合等の対応		
(1)陽性等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化		
	・新型コロナウイルスの陽性等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
(2)陽性等が出た場合の対応		
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。	はい・いいえ

項 目		確認
	・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするか ルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ
	・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
	(3)その他の対応	
	・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」等 を確認してある。	はい・いいえ
	・事業場内の診療・保健施設で体調不良者を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる 可能性があることに留意し、医療従事者は標準予防策を遵守し、適切な感染予防体制(受診者のマ スク着用、待合や動線を分ける、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど)を実行している。	はい・いいえ
6 熱中症の予防(※暑熱作業があるなど熱中症のリスクがある場合に確認してください。)	・その他()	はい・いいえ
	・身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負担を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を 周知している。	はい・いいえ
	・のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 ※マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなることがあります。	はい・いいえ
	・屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合で、大声を出す必要がないときには、マ スクをはずすよう周知している。	はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.11.27版

計画の目標



沖縄労働局 第13次労働災害防止計画(概要)

計画期間：2018年4月1日～2023年3月31日

全産業目標

- 死亡災害： 15% 以上減少
- 死傷災害： 5% 以上減少
- 6年連続全国ワースト1の定期健康診断結果有所見率の値を改善し、併せて全国平均値との差を7ポイント 以内にする

業種別目標

- 建設業、製造業： 死亡災害を 15%以上 減少
- 陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店： 死傷災害を 5%以上 減少

その他目標

- メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を 80%以上 (65.0 %：2016年)
- ストレスチェック結果を集団分析している事業場を増加させるための周知を行う
- 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム (GHS) による分類の結果、危険有害性を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシート (SDS) の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を増加させるための周知を行う
- 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに 5%以上 減少
- 職場での熱中症による死亡者数を、計画期間中はゼロにし、また死傷者数については、2017年までの5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で 5%以上 減少させる
- 2022年までに、「ひやみかち健康経営宣言」の実施事業場数を 500事業場 にする

8つの重点事項

1. 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
2. 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
3. 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
4. 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
5. 化学物質等による健康障害防止対策の推進
6. 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
7. 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
8. 県民全体の安全・健康意識の高揚等



ひやみかち健康経営宣言

安全・健康に働くことができる県民職場の実現に向けて

重点事項ごとの具体的取組

(1) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

- 建設業における墜落・転落災害等の防止
- 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止

(2) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

- 労働者の健康確保対策の強化
- 過重労働による健康障害防止対策の推進
- 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進 等

(3) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

- 災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応
- 高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止 等

(4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進
- 疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくり 等

重点事項ごとの具体的取組

(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 電離放射線による健康障害防止対策 等

(6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

- 企業のマネジメントへの安全衛生の取込み
- 企業における健康確保措置の推進
- 業界団体内の体制整備の促進 等

(7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

- 安全衛生専門人材の育成
- 労働安全・労働衛生コンサルタント等の事業場外の人材の活用 等

(8) 県民全体の安全・健康意識の高揚等

- 高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施
- 科学的根拠に基づいた施策の推進、広報等の実施